

平等性

1. 田中

生家族の本は夫婦に在り、夫婦ありて然る後に親子あり、夫婦親子合して一家族を成すと雖も、その子が長じて婚すれば又新に一家族を創立すべし。而してその新家族は父母の家族に異り。如何となれば新夫婦の一は此の父母の子にして一は彼の父母の子なればなり。即ち一家族の所出に合して一新家族を作りたるものなればなり。この点より考うれば人の血統を尊ねて誰れの子孫と稱するに、男祖を挙げて女祖を言わざるは理に反るものゝ如し。又新婚以て新家族を作ること数理の当然なりとして争うべからざるものならば、その新家族の族名即ち苗字は、男子の族名のみを名乗るべからず、女子の族名のみを取らば、中間一種の新苗字を創造して至当ならん。例えば鼻山の女と梶原の男と婚したらば山原なる新家族と爲り、その山原の男が伊東の女と婚すれば山東と爲る等、即案なれども、事の実を表現し出すの一法ならん。斯の如くすれば女子が男子に嫁するにも非ず、男子が女子の家に入夫たるにも非ず、眞実の出合い夫婦にして、双方婚姻の権利は平等なりと云うべし。(P. 42 ~ 43)

3. 手袋の竹策：夫婦の権利に平等にしよう。

「我輩の心に思ふまゝの所望を述べれば単に左の如きのみ。云く、人

生家族の本は夫婦に在り、夫婦ありて然る後に親子あり、夫婦親子合して一家族を成すと雖も、その子が長じて婚すれば又新に一家族を創立すべし。而してその新家族は父母の家族に異り。如何となれば新夫婦の一は此の父母の子にして一は彼の父母の子なればなり。即ち一家族の所出に合して一新家族を作りたるものなればなり。この点より考うれば人の血統を尊ねて誰れの子孫と稱するに、男祖を挙げて女祖を言わざるは理に反るものゝ如し。又新婚以て新家族を作ること数理の当然なりとして争うべからざるものならば、その新家族の族名即ち苗字は、男子の族名のみを名乗るべからず、女子の族名のみを取らば、中間一種の新苗字を創造して至当ならん。例えば鼻山の女と梶原の男と婚したらば山原なる新家族と爲り、その山原の男が伊東の女と婚すれば山東と爲る等、即案なれども、事の実を表現し出すの一法ならん。斯の如くすれば女子が男子に嫁するにも非ず、男子が女子の家に入夫たるにも非ず、眞実の出合い夫婦にして、双方婚姻の権利は平等なりと云うべし。(P. 42 ~ 43)

2. 手袋の竹策：上層階級は天然ではなく、人爲の結果、根柢ハハの改革が必要だ。

左れば今この恐るべき弊害の源を
防で女性の心身を活潑強固ならしめんとするに、如何なる手段に依るべきやと尋るに、本来今日この惨状に陥りたるは、天然に非ずして専ら人爲に成りたるものなれば、之を救ふの術も亦専ら人爲の工夫に依るべきは勿論のことにして、然かも根柢の深くして人心の底に達したるものなるが故に、大に改革してその根柢より一新すること切要なるべし。(P. 44)

1. 芥川と芥川、まてのまて

日本女性に責任・罪を
心身の発達強壯を望むべからず、群体強壯ならざればその子も亦強壯ならず、数百年來の弊習遂に今日の人体矮小微弱を致して、却て古代衣食住の不自由なりし先人の体格よりも下等に
位し、今後の変遷ますゝ恐るべしとの次第を開陳したり。(P. 42)

『日本婦人論』 芥川・芥川

福澤。『婦人論』 芥川回、P. 7. 10

芥川 (女性) 自身を活潑強固にするための手袋の竹策 (P. 42)

日本女性に責任・罪を ナニカ自身。発達強壯を望むべからず、群体強壯ならざればその子も亦強壯ならず、数百年來の弊習

世間の識者よ

レヨとニミカシム、
ト、レ、カ、カ、

左れども人間社会に道理の行わるゝと否とは唯歲月の問題にして、苟も理に
戻らずして人間に利益すべき事なれば、早晩その実施の日に達うは疑うべきに非ず。故に我輩
の願う所は世間の識者が実施の難易に論なく、先ず鄙見に同意を表して実際に行わねべき部分
のみの実行を試み、例えば妻を娶り人に據るときにも至当の約束を定め、或は子を生みて之
に自家自身の資産を分配するにも細に心を用い、自から之を行ない人にも亦之を勧め、又政府に
ても民法の編製等あらば、家屋の遺伝分配、夫婦居家私有の権限、結婚離婚の諸規則等、今日
の實際に大なる妨なき限りは百年の目的を立て、一步にても大成に近くの方角に進まんと冀
望に堪えず。(P. 44)。

5. 以て吾輩の「想像論」(言ひ「理想」を示して、進むべき見取圖を示したる)。

するも一法ならん。(P. 44 & 45)。

人文次第に進歩すれば社会凡百の権利は財より生ずるを常とし、財源即ち権利なること疑もな
き事実なるに、占米今に至るまで日本の女子には私有の財産なくして、恰も男子の家に寄生す
る者に異ならず。私産なければ責任なし。身に責任なきは即ち智識修行的の方便を欠くものにし
て、女性の発達を待つも無益の冀望なりと云わざるを得ず。畢竟数千年、人為の慣行に由て
然るものなれば、今これを矯正するにも亦、人為を用いんとするには全く反対の方角に出るこ
と要用なるべし。例えば今の女性は心身共に薄弱にして、差向き自力を以て遺産に従事せんと
するも難きこととなるべければ、父母の遺産を子に伝るに不動産は必ず女子に譲るものと定め、
女子の記名に非ざれば地面家屋等の所有を許さず、又公債証書の記名なども必ず女子に限ると
するも一法ならん。

不動産は
女子に譲らう。

4. 亦る手段の策：次男産も男女平等にしよう。

いながら容易に之を信ぜざる程のことならん。(P. 46 & 47)。

西洋諸國にて離婚の法などは最も嚴重にして、その民法容易に之を許さず、謂れ
もなく妻を放逐するを禁ずるのみならず、假令い止み難き事情ある者にも、離婚を出願すれ
ば先ず夫婦別居を命じ、一兩年も試みて愈調和の見込なき事実を証し、然る後始めて離婚の
沙汰に及ぶを例とす。又離婚の権は夫婦共に同様にして、夫たる者が不品行にして他の
婦人に通じ、之を家に同居せしむるか、又は外に閉い置く等の事あるか、左なきだも夫が不人
情にして、妻を家に置きながら棄るが如くするときは、その妻は公然離婚縁を出訴するの権あり。
固より是等の法は各國同様ならずして大同中小異なきに非ず、その詳なるは西洋諸國の法律
書を見て知るべしと雖ども、諸名所夫婦の権利正しく平等に位する丈けば明白なる事実なれば、
彼の國々の婦人が、日本の慣行にて離婚の権は夫の一方に帰し、三行半の一片紙、以て僮老の
交際を瞬間に断絶すべしなど聞たらば、その驚き如何なるべきや、假令い東洋異國の事とは云
いながら容易に之を信ぜざる程のことならん。

「離婚」の
權の
同等性

ホハ (結語) 「種改良」の目的を達すために西日本婦人の

心身を活発にしなければならぬ)

1. 婚姻の権利の平等

居家族私有の権利の平等

責任を

培求大業に身活強にせざるべからず

女性婚姻の権利を挽回して男子と平等ならしめ、その居家私有の権利も確にして必ずしも他
に依頼することなきの場合に至らば、責任の重きは今に幾倍して心配も亦大なるべしと雖も、
その心配の大なるは即ち快樂の大なるべき原因にして、苦樂共に大なるべきは心身活潑ならざら
んべしと欲するも得べからず。

P. 49, 48

2. 権利

の平等は親愛の情を加へて敬意を加へて親愛の情を固くする

「従来世の男子が妙齡の佳人を愛して夫婦
睦きものも、その色漸く衰うれば棄てゝ顧みず、之を秋風起ると称す。然りと雖も秋風の起
る、何ぞ獨り女子に限らんや、男子亦秋なきを得ず。故に男子にして他の秋風を厭うて朋友を
棄るならば、女子も亦男子の秋風を待て之を放却すべし。斯く云えば僧老の間柄甚だ殺風景な
るが如くなれども、本来男女の交情は単に親愛のみを以て維持すべきに非ず、その親愛の中は
目から一片の敬慕を加えて始めて情を全うすべきものなり。世上は往々錢を以て妻を買ひ後に
之を正室にしたる者が、その旧時の玩弄物たるを忘れずして敬意を表するを知らず、終に互に
情を破りたるの事例は甚だ少なからず。故に夫妻室に居てその妻が事情次第にて夫を棄るの権
利をさへ握れば、突に之を棄るを要せず、又男子の方にも固より離婚の権あることなれば、双
方の権利は取りも直さず双方敬畏の媒介にして、その親愛の情を固くする者と知るべし。」

(P. 49)

3. 我輩に男性と女性との双方の平等を期するの妙

畢竟するに我輩の志願は男性に向て多を求るにも非ず、女性の為に特に利せんとするにも非ず、唯双方平等ならんことを期するのみ。人間世界の自由快楽は男女共有のものたりとの一義は争うべからざるの道理ならん。又限りあるものを双方に共有して、之を此の一方に專にすれば他の一方に減少するとの義も争うべからざるの數ならん。然るに今日本世界にて自由快楽は何処に在ると尋れば、男性の方に偏重なりと云わざるを得ず。試みに世上の風潮習慣を見よ。凡そ女子の爲すべき事にして男子の爲すべからざるものとは殆ど絶無にして、男子にして許されて女子に禁せらるゝものは枚挙に遑あらず。

(P. 511 ~ 527)

4. 我輩立論の本位……『日本婦人論』の結論

我輩立論の本意は、今の女性の為めに代言して男子と権を争わんとするにも非ず、嫖娼淫所の目的は人種の改良にして、今の婦人に依頼して良子孫を求めんとするは結局無益の冀望なるが故に、先ずその心身を活潑ならしめざるべからず、之を活潑ならしむるにはその責任を重くして其の快楽を大にせざるべからずとの大意を述べたるものなり。精神を別にすれば人身も亦是一種の禽獸のみ。試に牝牡二頭の犬を飼ひ、その牝は常に之を放て自由自在に逍遙遊戯せしめながら、牝をば鎖以て小屋の内に繋ぎ、食物こそ与うれども容易に他の犬に群するを許さず、青艸に輒転するを得ず、白雪に戯るを得ず、剩さえその孽尾の期をも檢束して自由ならしめず、遂にその氣を荒立てその体を衰弱せしめ、然る後にその牝犬が偶然の機に逢うて子を孕むことあらば、如何なる性質の者を生むべきや、犬を飼うの術を知らざる我輩にても、その犬児の不完全なるを知るべし。犬にして果して然るものならば、人類にして何ぞ之に異ならんや。經世の識者この飼犬の說を非するなくば、速に日本女性の鎖を解くことに尽力すべきものなり。

(P. 52 ~ 53)